

東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24番地 8	同左	協同飼料 ウエイクライン	24.1	15.3	3.2	0.75	0.72	3.8	5.3	-	-	-	-	72.0	-	13.8
北日本くみあい飼料 株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24番 7	同左	くみあい配合飼料 かあーちやん10	24.1	17.0	3.3	1.04	0.90	5.3	7.4	-	-	-	69.7	-	13.4	
北日本くみあい飼料 株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24番 7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房	23.12	17.9	5.6	4.29	0.60	2.6	13.3	-	-	-	-	-	2,800	11.9
北日本くみあい飼料 株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24番 7	同左	くみあい配合飼料 ニューアテクノA	24.1	19.0	5.5	0.89	0.64	1.6	5.1	-	-	-	81.1	-	12.8	
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24番地 6	同左	NH-17	24.2	16.5	4.9	4.99	0.53	1.6	14.6	-	-	-	-	-	2,850	11.9
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24番地 6	同左	アザー B B	24.2	16.5	3.6	3.38	0.64	2.3	11.5	-	-	-	-	-	2,750	12.6
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24番地 6	同左	F A-18N	24.2	18.7	5.0	4.54	0.58	1.5	13.7	-	-	-	-	-	2,870	12.2

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの（生後九十日未満のものを除く。）
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛（生後九十日未満のものを除く。）
- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査(急速凝集反応)、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

ヨーネ病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の肉用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- 3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、スクリーニング法による検査、エライザ法による検査又はヨーンン検査

青森県告示第百八十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づく届出の対象となる牛

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百八十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性貧血発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬
- 2 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬
- 3 実施区域内で競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)による競馬に出場する馬

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの
実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

青森県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬バラチフス検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬バラチフス発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

馬伝染性子宮炎発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

青森県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

豚コレラの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりオーエスキー病検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

オーエスキー病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査（急速凝集反応）

青森県告示第百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱検査を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

牛体ダニ駆除（タイレリア病発生予防）のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成二十四年四月一日から同年十一月三十日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 薬浴の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はブアオン

青森県告示第百九十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（道路計画）

三 測量の期間

平成二十四年三月一日から同月二十日まで

四 測量の地域

上北郡六戸町金矢ノ犬落瀬岡沼 地内

青森県告示第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成二十四年二月二十九日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・五十五号 成瀬公園）

三 事業施行期間

平成二十四年三月九日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市東大野二丁目六番地内

2 使用の部分

なし

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭